

特定技能制度における



定期届出は 2026年4月まで 提出不要です！

- 2025年4月1日から、特定技能制度の定期届出が**1年に1度の提出**に変更となりました。
- 次回の定期届出は、**2026年（令和8年）4月1日から5月31日までの間に提出**が必要です。
- なお、2025年1月から3月までを対象期間とした定期届出がお済みでない場合は、速やかに、最寄りの地方出入国在留管理局まで提出してください。

▶詳細については、入管庁ホームページをチェック！

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency